

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

道路後退用地の整備等に関する協議書

道路後退用地の整備等について、令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第4条の規定により、添付書類を添えて協議します。

なお、当該整備は、私が工作物等を撤去し分筆を行った上で、〇市が用地を購入して整備すること（〇市が用地の寄贈を受け整備すること）を希望します。

この本協議については、当該年度のみ有効なものとして同意します。

記

1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

2 添付書類

- (1) 案内図及び後退用地等の全景写真
- (2) 公図写し(法務局備え付け公図写し)
- (3) 土地の全部事項証明書
- (4) 同意書(土地所有者が複数の場合)
- (5) 建築確認済証及び建築確認を受けた配置図の写し
- (6) その他必要な書類

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

道路後退用地等売却申出書

道路後退用地等について、市に売却したいので、令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申出します。

記

1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

2 添付書類

- (1) 公図写し(法務局備え付け公図写し)
- (2) 地積測量図（法務局備え付け測量図の写し）
- (3) 売却する土地の全部事項証明書
- (4) 土地所有者の印鑑証明書
- (5) その他必要な書類

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

道路後退用地等寄附申出書

道路後退用地等について、市に寄附したいので、令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申出します。

記

1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

2 添付書類

- (1) 公図写し(法務局備え付け公図写し)
- (2) 地積測量図（法務局備え付け測量図の写し）
- (3) 寄附する土地の全部事項証明書
- (4) 土地寄附承諾書及び登記承諾書
- (5) 土地所有者の印鑑証明書
- (6) その他必要な書類

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

道路後退用地等寄附受入書

年 月 日付けで寄附申出のありました下記土地について、受け入れます。

記

1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

2 寄附受入目的

3 寄附受入年月日

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付申請書

令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第11条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-------------|----|
| 1 補助金交付申請額 | 円 |
| 内訳（分筆測量補助金 | 円） |
| （既存塀等の撤去補助金 | 円） |

2 添付書類

- (1) 土地家屋調査士等による見積書及び見積根拠
- (2) 公図写し（法務局備え付け公図写し）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第14条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

なお、本通知書については、当該年度のみ有効とします。

記

1 補助金交付決定額 円
内訳（分筆測量補助金 円）
（既存塀等の撤去補助金 円）

2 交付条件

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業完了後、分筆測量（既存塀等の撤去）補助金実績報告書により、速やかに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金変更申請書

年 月 日付で交付決定通知のあった分筆測量（既存塀等の撤去）補助金について、下記のとおり変更したいので、令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第15条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| | 内訳（分筆測量補助金 | 円） |
| | （既存塀等の撤去補助金 | 円） |
| 2 | 変更後の補助金の申請額 | 円 |
| | 内訳（分筆測量補助金 | 円） |
| | （既存塀等の撤去補助金 | 円） |
| 3 | 変更の内容 | |
| 4 | 変更の理由 | |
| 5 | 添付書類 | |
| | (1) 変更後の書類の写し | |
| | (2) その他市長が必要と認める書類 | |

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第15条の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

なお、本通知書については、当該年度のみ有効とします。

記

1 補助金交付決定額 円
内訳（分筆測量補助金 円）
（既存塀等の撤去補助金 円）

2 交付条件

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業完了後、分筆測量（既存塀等の撤去）補助金実績報告書により、速やかに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金等変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった変更については、令和3年度石岡市狭あい
道路整備事業実施要綱第15条の規定により承認したので通知します。

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付申請取下書

年 月 日付で交付決定通知のあった分筆測量（既存塀等の撤去）補助金について、令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第16条第1項の規定により、申請を取下げます。

記

1 取下げの理由

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった狭あい道路整備事業について、令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第18条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額	円
内訳（分筆測量補助金	円）
（既存塀等の撤去補助金	円）

2 添付書類

- (1) 分筆測量補助に係る領収書の写し
- (2) 補助事業完了後の後退用地等の全景写真
- (3) 公図写し（法務局備え付け公図写し）
- (4) 地積測量図（法務局備え付け測量図の写し）
- (5) 後退用地等の全部事項証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第12号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

分筆測量（既存堀等の撤去）補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第19条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額	円
内訳（分筆測量補助金	円）
（既存堀等の撤去補助金	円）
2 交付確定額	円
内訳（分筆測量補助金	円）
（既存堀等の撤去補助金	円）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した補助金について、令和3年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第21条第4項の規定により下記のとおり返納・返還するよう通知します。

1 返納・返還すべき金額 金 円

2 返納・返還期限 年 月 日

3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。

4 補助金等の内容

交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 交 付 決 定 額	円
確 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 確 定 通 知 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円（ 年 月 日交付）
返 納 ・ 返 還 事 由	